

第19回越後・謙信SAKEまつり2024
出店者募集要領

令和6年7月

越後・謙信SAKEまつり実行委員会

目 次

1	はじめに	1
2	開催日時・場所	2
3	主催者	
4	出店の申込み期限・申込み方法	
5	募集対象事業者及び出店条件	
6	募集ブース・出店スペース	3
7	出店負担金（出店料、電気使用料）	4
8	主催者が用意する備品等	
9	出店者の決定	5
10	出店までの流れ	
11	火気の取扱い	6
12	当日の搬入・搬出	
13	反社会的勢力の排除	
14	保健所への届け出	
15	出店者によるごみ箱の設置・ごみの回収	7
16	出店のキャンセル	
17	イベントの中止	
18	その他の出店条件	
19	出店申込書提出先・問い合わせ先	

1 はじめに

今回で19回目を迎える「越後・謙信 SAKE まつり」は、上越地域の酒蔵や酒づくり文化を市内外に向けて情報発信するとともに、本町商店街を含む中心市街地の活性化を図ることを目的に開催してきました。現在、会場設営にかかる経費などが高騰する中ではありますが、関係各位の協力・協賛のもとに予算を立てることができ、開催に向けて準備・PR活動を進めています。

前回は、コロナ禍では禁止していた食べ歩きを解禁するなど4年ぶりに制限なしで開催することができ、2日間で2万3千人もの来場者を迎えることができました。

その一方で、残念なことに、飲食ブースに関する苦情があったほか、ルールに反するブースの設営、不適切な火気の取り扱い、また、主催者の指示に従わなかった事案がありました。

今後、同様のことがないようにするため、また、大きなトラブルや事故に発展しないようにするため、出店者各位におかれましては、本要領の内容を十分にご理解いただき、確実に守っていただくことをお約束いただいたうえで、お申込みください。

越後・謙信 SAKE まつり飲食ブース出店にかかる基本的事項

- (1) 本募集要領及び主催者の指示に従い、来場者や他の出店者等とのトラブルや風紀を乱す行為を行わないことはもとより、共に「越後・謙信 SAKE まつり」を盛り上げる。
- (2) 当日会場で従事するスタッフにも、本募集要領の内容を徹底する。
- (3) 準備作業及び販売活動、商品や食材、備品の保管など、出店にかかる全ては指定されたブース内で完結させる。
- (4) 火気の使用にあたり、消火器具を備え、閉店時の消火・点検を確実に実施する。
- (5) 出店ブース及びその周辺を清潔に保つため、必ず清掃活動を行う。
- (6) 騒音、悪臭、通行の妨げになるような行為のほか、政治・宗教の勧誘活動、募金、寄付活動は行わない。
- (7) 抽選結果により出店がかなわなかった場合、出店者の責めに起因する出店取消、販売制限を指示された場合、自然災害等によりイベントが中止となった場合について、主催者の措置に対して異議を申し立てない。
- (8) イベントの開催前、開催中、開催後にかかわらず、出店者に起因する問題が発生した場合、次回以降の出店を認めない（出店禁止）となる場合があることを承諾する。

2 開催日時・場所

日 時：令和6年10月19日（土）11:00～19:00、20日（日）10:00～16:00

場 所：上越市高田本町商店街（本町3丁目、4丁目、5丁目）※歩行者天国

備考)越後・謙信 SAKE まつりの開催日

日本酒業界最大の団体である日本酒造組合中央会では、1978年に、日本酒を後世に伝えたいという想いを込め、10月1日を「日本酒の日」に制定しました。また、新米での酒造りが10月から始まることや、酒造年度が10月1日から始まっていたことなどに由来しています。

このように、10月は日本酒に深い関係があり、また、市内の各種イベントの日程なども考慮して、「越後・謙信 SAKE まつり」は、例年10月の第3週に開催されています。

3 主催者

越後・謙信 SAKE まつり実行委員会

4 出店の申込み期限・申込み方法

期 限： 令和6年7月31日（水）17:00まで

方 法： 指定の申込用紙に必要事項を記入し、越後・謙信 SAKE まつり実行委員会事務局に原本を提出してください。

なお、出店申込書等の様式は SAKE まつり HP からダウンロードできます。

提出書類： 出店申込書、出店に関する誓約書、反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

5 募集対象事業者及び出店条件

(1) 対象事業者

- ・上越市内または妙高市内に店舗を構えている事業者及び個人事業者
- ・上越市内または妙高市内に事業所または住所を有し、上越市または妙高市のイベントに出店実績のある事業者及び個人事業者
- ・その他、主催者が認める者

(2) 出店条件

- ① 2日間出店すること。※1日のみの出店は不可、開催中の途中退店は認めない。
- ② 飲食ブース出店者の出店準備や販売、撤収等の人員を確実に確保すること。
- ③ 出店内容は、原則として食べ物の販売とし、SAKE まつりの趣旨に沿った商品とする。
※ 有償・無償を問わず、酒類は一切認めない。ただし、主催者が認めた場合は除く。
※ 可能な限り「日本酒を使った料理」「日本酒にちなんだ料理」を提供すること。
(酒粕などでも可)
※ 発酵食品を使用した料理、上越市または妙高市の特産品・郷土料理、上越市または妙高市産の食材を使用し地域特性を活かした商品を基本とする。
※ 出店申込書には、使用する食材や仕入れ予定先を記入すること。
※ 特産品の例) メイド・イン上越認証品、雪室商品、発酵食品、妙高あっぱれ逸品
- ④ 出店にあたり、本募集要領を遵守することを誓約すること。また、開催に向けた準備や当日の運営にあたり、主催者に協力すること。

6 募集ブース・出店スペース

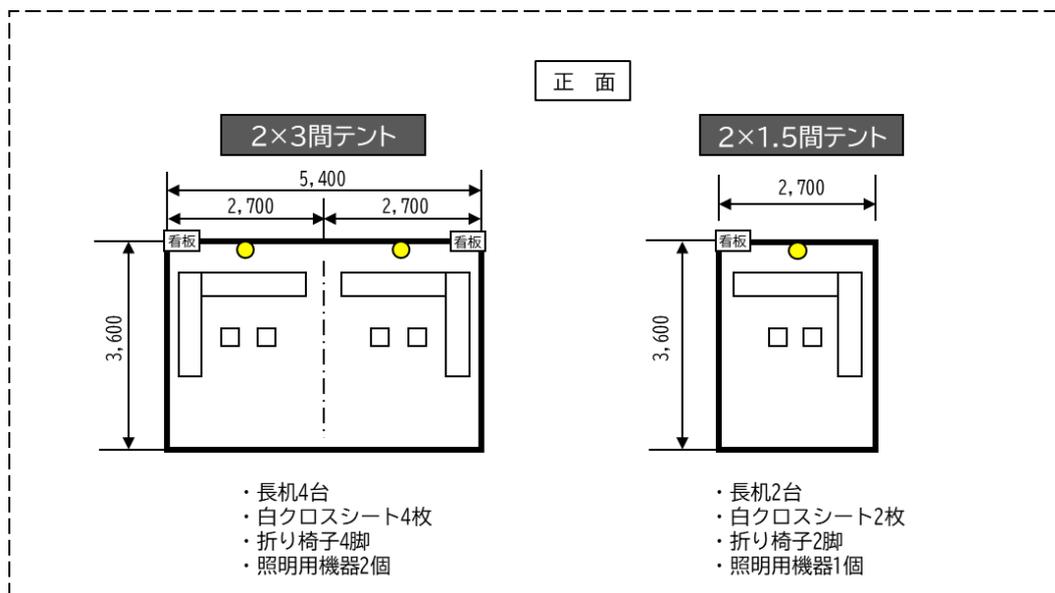
(1) 募集ブース数： 55（内訳：テントブース：45、移動販売車：10）

※募集数を超えた場合は、抽選により決定する。また、出店内容などに応じて、ブース数や出店場所を調整する場合がある。

(2) 出店スペース

① テントブース

- ・1ブースの大きさは、1.5間（間口）×2間（奥行）とする。
 - ・2間×3間のテントを2事業者で、または1.5間×2間のテントを1事業者で使用する。
- ※いずれの場合も、間口は同じ（1.5間×奥行2間）とする。



② 移動販売車

- ・1事業者あたり1区画とし、その大きさは、5.2m（間口）×2.0m（奥行）とする。

(3) 出店スペースにおける注意・禁止事項

- ① 商品や備品の保管に際して、会場内の美観を損なわないよう細心の注意を払うこと。
 - ② 出店にかかる全ては、指定されたブース内で完結させること。
 - ③ ブース(テント)の周囲に、食材や器具等の荷物を置くこと（バックヤード、ストックヤードとして利用すること）は固く禁ずる。
 - ④ ブース(テント)の周囲や商店街アーケードの下に、簡易チェアやテーブルを置くなどして飲食スペース・休憩スペースを設置することは固く禁ずる。
- ※主催者が用意する飲食スペースを案内すること。

(4) 煙の出る調理・商品提供のブースについて

- ① 現場での調理によって煙が出る場合は、必ず出店申込書に記入（事前申請）すること。事前申請なく煙を出していた場合は、その場で出店取消（退場）とする。
- ② 煙を抑える、煙を出さずに調理することに努めることとする。
- ③ 煙の出るブース（例：焼き鳥、串焼き、焼肉など）については、出店エリアが限定される。そのため、販売商品が競合するブース同士が隣接してしまう場合がある。

7 出店負担金（出店料、電気使用料）

(1) 出店料 1ブース当たり 40,000円/2日間

(2) 電気使用料（コンセントを使用する場合） 1口当たり 15,000円/2日間

※電気の使用に関する注意事項

- ・1口の最大電気使用量は1,500Wとする。
- ・電気を使用する場合は、必ず出店申込書に記入（コンセント使用の有無、使用口数を申請）すること。また、使用口数に応じて、電気使用料を負担すること。
- ・出店者による発電機の持ち込みは禁止とする。

(3) 出店負担金の支払い

- ① 出店者は、期限までに、出店負担金を指定する口座に振り込まなくてはならない。
- ② 期限までに、出店負担金の入金を確認できない場合は、出店を認めない。

支払期限：	8月30日（金）
振込口座：	金融機関 第四北越銀行 高田中央支店
	預金種別 普通
	口座番号 2022485
	口座名義 越後・謙信 SAKE まつり実行委員会 委員長 竹田成典

8 主催者が用意する備品等

- (1) 1ブースあたり、販売用テーブル（幅1800×奥行450mm）2台、折り椅子2脚、照明器具（電球1個相当）を用意する。
- (2) 販売用テーブルと折り椅子は、有料（2日間通して、販売用テーブル1台：1,000円、椅子1脚：200円）にて追加することができる。追加を希望する場合は、出店申込書に追加希望数を記入すること。

9 出店者の決定

- (1) 出店者の決定は、8月中旬に電子メールにて通知する。
※出店申込書にメールアドレスを必ず記載すること。
- (2) 出店場所は、主催者において決定する。出店場所の希望は一切受けない。
- (3) 出店の決定後、以下の場合は、出店を取り消す場合がある。
 - ① 保健所などの公的機関の許可がおりない場合
 - ② 警察署の審査により、反社会的勢力に該当した場合
 - ③ 期限（8月30日）までに出店負担金の納入が確認できない場合
 - ④ その他社会通念上、主催者が不相当と認める場合

10 出店までの流れ ※現時点での予定であり、変更する場合がある。

- ・7月22日（月） 出店者説明会、募集開始
- ・7月31日（水） 募集締切（募集数を超えた場合は抽選）
- ・8月中旬 出店決定通知を送付（電子メール）
- ・8月30日（金） 臨時食品営業許可申請書を提出
- ・8月30日（金） 出店負担金 入金期限
- ・9月中旬 出店配置場所等関係書類を送付
- ・10月19日、20日 第19回越後・謙信SAKEまつり2024開催

11 火気の手配

- (1) 火気の手配については、十分注意し、閉店時の消火及び点検を確実に実施すること。
※ 炭火焼に使用した木炭なども確実に消火すること。
- (2) 必ず消火器を用意し、出店ブース内に設置すること。消防署の防火指導・現地確認の結果を受け、出店取消とする場合がある。
- (3) ガスボンベ等の転倒、火気器具の転落などの防止措置を講じること。また、夜間はガスボンベ等が外側から見えないようにすること。

12 当日の搬入・搬出

- (1) 当日の搬入・搬出時間は、主催者の指定（通知）に従うこと。
※ 他の出店者の迷惑にならないよう指定した時間を厳守すること。
※ 指定した時間以外に搬入・搬出した場合、出店取消とすることがある。
- (2) 搬入・搬出時間は、悪天候などの事情を考慮して変更する場合がある。この場合の対応方法について担当者に電話・口頭で連絡するので、主催者に協力すること。
- (3) 主催者が交付する「通行許可証」を荷物等の運搬車両のフロントガラス前面に掲示すること。通行許可証のない車両は、交通規制区間を走行することができない。
- (4) 関係車両は指定された場所に駐車し、会場周辺での路上駐車を絶対にしないこと。

13 反社会的勢力の排除

- (1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者の出店は認めない。
- (2) 出店申込書と合わせて、別紙「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」に必要事項を記入のうえ提出すること。

14 保健所への届け出

- (1) 食品を提供する出店者は、事前に保健所に臨時営業の許可を受ける必要がある。
- (2) 上越保健所への臨時食品営業許可申請は、主催者において一括して行うため、指定の期日までに主催者（事務局）に申請書類を提出すること。
- (3) この申請書の記載内容と異なる食材の使用や商品の販売があった場合には、商品の販売制限、または出店取消とする場合がある。

15 出店者によるごみ箱の設置・ごみの回収

- (1) 出店者において、ブース内に必ずごみ箱（ごみ袋含む）を設置し、商品の販売に伴って発生するごみのほか、来場者が排出するごみを回収すること。

16 出店のキャンセル

- (1) やむを得ず、出店をキャンセルする場合は、必ず主催者（事務局）まで申し出ること。
- (2) 無断で出店を取り止めた場合は、次回からの出店を禁止する場合がある。
- (3) 次の場合は、原則としてキャンセル料が発生する。
 - ・ 出店決定から8月31日（土）まで： 出店負担金の50%の額
 - ・ 〃 9月1日（日）以降： 出店負担金の100%の額

17 イベントの中止

- (1) 来場者・出店者等の安全が確保できないと判断した場合、あるいは、行政機関等から開催中止を求められた場合、開催前・開催中に関わらずイベントを中止する。
- (2) この場合の出店負担金の返金や販売機会損失への補償、仕入れや出店準備に要した費用に対する補填等は、一切行わない。

18 その他の出店条件

- (1) つり銭は出店者が用意し、売上金等の金銭管理は出店者が責任をもって行うこと。
- (2) 消費税を内税表示として販売すること。
- (3) 食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底すること。また、食中毒防止のため、調理した商品は早めに消費するように口頭もしくは注意書きを添えて注意を促すこと。
- (4) キャッシュレス決済の活用を努めること。
- (5) SNS等を用いたPRに積極的に協力すること。

19 出店申込書提出先・問い合わせ先

越後・謙信 SAKE まつり実行委員会事務局

〒943-0823 上越市高土町1-8-1 (株)エム・コミュニケーション 担当：橋本

TEL：025-521-2627 FAX：025-520-4151 e-mail：sake2020.jim@gmail.com